

選挙時における体育館の使用について

文京江戸川橋体育館は、現時点では公職選挙法等による投票所としての指定はないものの、今後、状況によっては指定される場合がある。指定された場合には、文京区選挙管理委員会の指示に従い、協力すること。

なお、実際の使用場所及び時間については、選挙管理委員会との協議によることとする。

1 使用期間

投票日前日（土曜日）午前9時（投票所設営開始）から投票日当日（日曜日）午前6時から午後10時（投票所撤去完了）まで

2 使用区分

(1) 投票日前日（土曜日）

ア 全日使用場所
競技場、駐車場

(2) 投票日当日（日曜日）

ア 全日使用場所
競技場、柔道場、剣道場、多目的室、駐車場

3 その他

(1) ポスター掲示場を、敷地内に設置する。

設置期間は、告示日の2週間前から投票日当日の約1週間後までとする。

(2) 選挙公報を、受付横等に設置する。

設置期間は、投票日当日までの約1週間とする。

(3) 門標を、正面玄関に設置する。

設置期間は、投票日当日のみとする。